

# 大学ポートレート（仮称）準備委員会設置要領

平成24年2月17日

## 1. 目的

「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」（平成23年8月5日文科科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」）を踏まえ、大学や大学団体等の教育情報の活用・公表のための共通の基盤としての「大学ポートレート（仮称）」の整備に向けて、必要な検討を行う。

## 2. 会議の構成

委員に、下記（1）～（3）の大学団体等の推薦を受けた者、及び（4）の委員により構成する。（1）～（3）の委員は、必要に応じて代理者の出席を可能とする。

- （1） 設置形態別の大学団体
- （2） 認証評価機関
- （3） 日本私立学校振興・共済事業団
- （4） その他有識者

なお、委員長はオブザーバーの出席を認めることができる。

また、準備委員会の下に、具体的な検討のためのワーキンググループを置くことができる。

## 3. 委員長及び副委員長

- （1） 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- （2） 委員長は互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。
- （3） 委員長は、その会務を総理する。
- （4） 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 4. 任期

- （1） 委員の任期は、委嘱した日から、平成26年3月31日までとする。
- （2） 委員の欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 5. その他

- （1） 委員会の庶務は、大学評価・学位授与機構評価企画課において処理する。
- （2） この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。